



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 訓令

*10 和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令	(総務学事課)..... 1
*11 和歌山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	(人事課)..... 2
*12 和歌山県税規程の一部を改正する訓令	(税務課)..... 2
*13 和歌山県税収入事務規程の一部を改正する訓令	( " )..... 5
*14 和歌山県公有財産事務規程の一部を改正する訓令	(管財課)..... 12
*15 職員の防災体制等措置要領の一部を改正する訓令	(総合防災課)..... 12
*16 和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令	(技術調査課)..... 13
*17 和歌山県工事検査規程の一部を改正する訓令	( " )..... 13
*18 和歌山県道路監理員等執務規程の一部を改正する訓令	(道路保全課)..... 15
*19 和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令	(会計課)..... 17
*20 和歌山県労働委員会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令	(労働委員会)..... 17

## 訓 令

### 和歌山県訓令第10号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令

和歌山県公文書管理規程（平成13年和歌山県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「振興局に」を「振興局建設部に」に改める。

第8条第1項中「公文書管理補助者」の次に「（以下「公文書管理責任者等」という。）」を加え、同条第2項第2号中「次長（次長がおかれていない場合にあっては、庶務担当の上席の職員のうちから当該振興局の部長が指名する者）」を「庶務担当の上席の職員のうちから当該振興局の部長が指名する者」に改め、同条第6項中「及び公文書管理補助者」を「等」に改める。

第14条第2項中「第2号」を「第2号ア」に改め、「並びに」の次に「同号イ及び」を加える。

第15条第1項第5号中「以下同じ。」を削り、同条第4項中「越えて」を「超えて」に改める。

第30条第1項に次の1号を加える。

(6) 班長が専決すべきもの 班長

第51条中「前条第3項に」を「前条第2項に」に、「第5項」を「第4項」に改める。

第56条第4項中「主務課において常時使用する必要がある文書（以下「常用文書」と）」を「常用文書（主務課において常時使用する必要がある文書を）」に改める。

第60条第3項中「前項」の次に「後段」を加える。

第100条第1項中「公文書管理責任者又は必要に応じてあらかじめ部の公文書管理責任者が指名する公文書管理補助者（以下この章において「公文書管理責任者等」という。）」を「公文書管理責任者等」に改

める。

第103条第1項第4号中「係長」を「グループリーダー」に、「係の長（当該係の長が置かれていない場合にあっては、課長が指名する者）をいう。以下同じ」を「グループのグループリーダーをいう」に改める。

第127条中「公文書管理責任者又は必要に応じてあらかじめ地方機関の公文書管理責任者があらかじめ指名する公文書管理補助者（以下この章において「公文書管理責任者等」という。）」を「公文書管理責任者等」に、「主務係長（主務係長を置かない地方機関にあってはあらかじめ公文書管理責任者が指名する者）」を「あらかじめ公文書管理責任者が指名する者」に改める。

別表第1第1項の表競技力向上推進課の項の次に次のように加える。

障害者スポーツ大会課	障大会
------------	-----

別表第1第1項の表技術調査課の項の次に次のように加える。

検査・技術支援課	検
----------	---

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第11号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

和歌山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

和歌山県職員安全衛生管理規程（昭和54年和歌山県訓令第32号）の一部を次のように改正する。

別表第4その他の地方機関等の項中「支所長が医師の資格を有しない場合は、当該支所を置く保健所長の選任する医師」を「和歌山市に所在する地方機関等については海南保健所長」に改める。

別表5 「作業量を軽減するように努めるとともに出張、夜間勤務、超過勤務及び宿日直を命じないこと。」 を 「作業量を軽減するように努めるとともに、原則として出張、夜間勤務、超過勤務及び宿日直を命じないこと。」 に、

「全く平常勤務でよい者」 を 「平常勤務でよい者」 に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第12号

総 務 部  
県 税 事 務 所

和歌山県税規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県税規程の一部を改正する訓令

和歌山県税規程（昭和29年和歌山県訓令第162号）の一部を次のように改正する。

第12条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

第14条第1号中「き損し」を「毀損し」に改める。

第25条第12号の2を次のように改める。

(12) の2 削除

第2号の2様式を次のように改める。

第2号の2様式

交 付 送 達 簿	
送 達 番 号	第 号
送達年月日及び時刻	年 月 日 時 分
送達した書名及び通数	
名宛て人	住 所
	氏 名
受取人の署(記)名押印	(印)
受取人不在又は拒否の場合等 その理由	

取 扱 者	
職	氏 名
	(印)

第12号の2様式を次のように改める。

第12号の2様式 削除

第20号様式 (その3) 中「または」を「又は」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

### 和歌山県訓令第13号

総 務 部  
県税事務所

和歌山県税収入事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県税収入事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県税収入事務規程 (昭和39年和歌山県訓令第16号) の一部を次のように改正する。

第8条の2中「はった」を「貼った」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

(狩猟税を現金で納付する場合の納付書の交付)

第13条の2 歳入徴収者は、狩猟税を納付しようとする者から、狩猟税を証紙の額面金額に相当する現金で納付する旨の申出があったときは、直ちに、その者の住所及び氏名、所属年度、歳入科目、納付すべき金額、納期限、納付場所その他必要な事項を記載した納付書を作成して交付しなければならない。

第18条中「その身分を示す証明書」を「和歌山県出納員 (収納員) 証」に改める。

第21条第1項中「その身分を示す証明書」を「和歌山県出納員 (収納員) 証」に、「出納員 (収納員) 身分証明書亡失てん末書」を「出納員 (収納員) 証亡失てん末書」に改め、同条第2項中「出納員 (収納員) 身分証明書亡失てん末書」を「出納員 (収納員) 証亡失てん末書」に改める。

第22条第1項中「及び収納員」を削り、同条第2項中「納付を受けた場合」の次に「(納税者等への聴取等により納付 (入) 書の作成を行うことができる場合を含む。)」を加え、同条第3項中「又は収納員」を削る。

第23条第1項中「又は収納員は、前条第1項の規定による領収済印の押印及び保管を自らしなければならない。ただし、特に必要と認めるときは、当該出納員及び収納員」を削り、「指定する補助職員に」を「会計職員の中から指定した補助職員 (以下「窓口収納補助員」という。) に領収済印の押印及び保管を」に改める。

第34条第1項中「第22条又は」を削り、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「又は困難」を「、又は困難」に改める。

第36条第1項中「並びに」を「及び」に改め、同条に次の1項を加える。

5 出納員は、前4項に規定する事務を窓口収納補助員に行わせることができる。

第40条中「又は収納員」を削り、「郵送された証券」の次に「(以下この条において「郵送された証券」という。)」を加え、「又は同条第2項の規定によりその受領を拒絶する場合において」を「において、当該郵送された証券について地方税法第16条の2第1項の規定による納付又は納入の委託を受けないとき」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、令第156条第2項の規定により郵送された証券の受領を拒絶する場合について準用する。

第63条中「しがたい」を「し難い」に改める。

第64条第3項中「はる」を「貼る」に改める。

第65条中「よりがたい」を「より難い」に改める。

別記第1号様式中「(第3条)」を「(第3条関係)」に、「欄は」を「欄は、」に改める。

別記第2号様式中「〔第6条〕」を「(第6条関係)」に、「欄は」を「欄は、」に改める。

別記第4号様式中「〔第18条〕」を「(第18条関係)」に、「和歌山県出納員(収納員)身分証明書」を「和歌山県出納員(収納員)証」に改める。

別記第6号様式中「〔第21条〕」を「(第21条関係)」に、「出納員(収納員)身分証明書亡失てん末書」を「出納員(収納員)証亡失てん末書」に改める。

別記第7号様式中「(収納員)」を削り、同様式備考中「とし、取扱者の印は差込式として差し支えないもの」を削る。

別記第10号様式中「〔第26条〕」を「(第26条関係)」に改める。

別記第11号様式中「〔第33条〕」を「(第33条関係)」に改める。

別記第12号様式から別記第14号様式までを次のように改める。

別記第 12 号様式(第 34 条関係)

収 納 金 等 引 継 書				
区 分	現金及び現金に代えて納付(入)された証券	受託有価証券		
引継金額	円	円		
件数	件	件		
領収証又は証書	枚	枚	自第 号 至第 号	枚
損書	枚	枚	第 号 第 号 第 号	枚
摘要				

上記のとおり収納済報告書(収納済通知書)及び現金並びに受託証券を引き継ぎました。

年 月 日

課(かい)出納員 氏 名 様 課(かい)出納員 印

収 納 金 等 引 継 書				
区 分	現金及び現金に代えて納付(入)された証券	受託有価証券		
引継金額	円	円		
件数	件	件		
領収証又は証書	枚	枚	自第 号 至第 号	枚
損書	枚	枚	第 号 第 号 第 号	枚
摘要				

上記のとおり収納済報告書(収納済通知書)を添えて現金及び受託証券を引き継ぎます。

年 月 日

課(かい)出納員 様 課(かい)出納員 氏 名 印

別記第 13 号様式(第 35 条、第 36 条、第 37 条関係)

現金払込書

払込者  県税事務所 出納員 収納員	第 号
	年度
	一般会計歳入

歳 入 金

払込件数	払 込 金 額			
件	百	十	万	千
				百
				十
				円

上記のとおり収納済通知書(収納済報告書)を添えて歳入金を払い込みます。

年 月 日

(1 OCR 処理分      2 非 OCR 分)

県税事務所

出納員

収納員

氏 名



領  
収  
日  
付  
印

領 収 証 書

払込者  県税事務所 出納員 収納員 様	第 号
	年度
	一般会計歳入

歳 入 金

払込件数	払 込 金 額			
件	百	十	万	千
				百
				十
				円

上記のとおり収納済通知書(収納済報告書)を添えて歳入金を領収しました。

年 月 日

(1 OCR 処理分      2 非 OCR 分)

備

他県税事務所課税分

考

件

円

領  
収  
日  
付  
印



別記第 14 号様式 (第 35 条関係)

払込済報告書			
年月日	領収証書番号	金額	払込
			金融機関等 名
上記のとおり払込金の領収証書を受領しました。 年 月 日 課(かい)収納員 氏 名様 <span style="float: right;">印</span> 課(かい)収納員 氏 名様			
上記のとおり払い込みをしたので領収証書を添えて報告 します。 年 月 日 課(かい)収納員 氏 名 <span style="float: right;">印</span> 課(かい)出納員 様			

18 センチメートル

8 センチメートル

8 センチメートル

別記第15号様式中「〔第36条〕」を「(第36条関係)」に改める。

別記第16号様式中「〔第41条〕」を「(第41条関係)」に改める。

別記第22号様式を次のように改める。



別記第29号様式中「〔第59条〕」を「(第59条関係)」に改める。

別記第31号様式中「〔第64条〕」を「(第64条関係)」に、「または」を「又は」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の和歌山県税収入事務規程に定める様式による用紙(別記第4号様式を除く。)は、当分の間、修正して使用することができる。

#### 和歌山県訓令第14号

庁 中 一 般  
各 か い  
各 地 方 機 関

和歌山県公有財産事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公有財産事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県公有財産事務規程(平成10年和歌山県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第26条第2項第4号を次のように改める。

(4) 第25条第1項第3号に係る変更許可(面積等の数量が減少するものに限る。)及び同項第5号に係る変更許可

第26条の2第4項中「第30条第2項」を「第30条第3項」に改める。

第30条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる貸付け又は貸付けの変更については、総務部長への協議の必要はないものとする。ただし、重要又は異例に属すると認められるものについては、この限りでない。

(1) 貸付期間が1月以内である普通財産の貸付け又は貸付けの変更

(2) 電柱、電話柱その他の電柱類及び標柱を設ける場合並びに水道管、ガス管その他地下埋設物を設ける場合の普通財産の貸付け又は貸付けの変更

別記第1号様式、別記第4号様式、別記第6号様式から別記第11号様式まで、別記第14号様式、別記第17号様式、別記第18号様式及び別記第22号様式中「殿」を「様」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

#### 和歌山県訓令第15号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

職員の防災体制等措置要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

職員の防災体制等措置要領の一部を改正する訓令

職員の防災体制等措置要領(昭和36年和歌山県訓令第18号)の一部を次のように改正する。

第3項第2号の表配備体制の部2号の項中「、工事検査室」を削り、「技術調査課」の次に「、検査・技術支援課」を加える。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第16号

庁中一般  
各 かい

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県建設工事事務規程（昭和49年和歌山県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式第34条第9項及び第42条第3項中「3.1パーセント」を「3.0パーセント」に改める。

別記第3号様式第44条第1項第8号イ（注5を含む。）を次のように改める。

イ 和歌山県の建設工事における入札参加資格を暴力団等に係る事由により取り消されたとき。

別記第3号様式第44条第1項第9号（注5を含む。）を次のように改める。

- (9) 受注者が、和歌山県から談合による損害賠償請求を受けたことにより建設工事における入札参加資格停止となったとき。

別記第3号様式第47条第3項（注6を含む。）中「3.1パーセント」を「3.0パーセント」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に締結している工事に係る請負契約については、なお従前の例による。

和歌山県訓令第17号

庁中一般  
各地方機関

和歌山県工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県工事検査規程の一部を改正する訓令

和歌山県工事検査規程（平成14年和歌山県訓令第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号を次のように改める。

- (9) 検査・技術支援課長等とは、検査・技術支援課長及び検査・技術支援課分室長をいう。

第8条第4項中「検査指導室長等」を「検査・技術支援課長等」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

工事区分	検 査 工 事	検 査 職 員
土木工事	契約金額が250万円以上の県工事（西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内で施行されるものを除く。）	検査・技術支援課長
	西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内で施行される契約金額が250万円以上の県工事	検査・技術支援課分室長
	各振興局管内で施行される契約金額が250万円未満の県工事（和歌山下津港湾事務所又は南紀白浜空港管理事務所が施行するものを除く。）及び補助工事	当該振興局建設部長

	和歌山下津港湾事務所が施行する契約金額が250万円未満の県工事	和歌山下津港湾事務所 所長
	南紀白浜空港管理事務所が施行する契約金額が250万円未満の県工事	南紀白浜空港管理事務所 所長
建築工事	契約金額が250万円以上の県工事（西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内で施行されるものを除く。）及び契約金額が2,000万円以上の補助工事（西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内で施行されるものを除く。）	検査・技術支援課長
	西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内で施行される契約金額が250万円以上の県工事及び西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内で施行される契約金額が2,000万円以上の補助工事	検査・技術支援課分室 長
	各振興局管内において施行される契約金額が250万円未満の県工事（海草振興局管内で施行されるものを除く。）及び契約金額が2,000万円未満の補助工事（海草振興局管内で施行されるものを除く。）	当該振興局建設部長
	海草振興局管内で施行される契約金額が250万円未満の県工事又は海草振興局管内で施行される契約金額が2,000万円未満の補助工事	建築住宅課長
営繕工事	公共建築課及び管財課が施行する契約金額が250万円以上の工事（西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内で施行されるものを除く。）	検査・技術支援課長
	西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内で施行される契約金額が250万円以上の工事	検査・技術支援課分室 長
	公共建築課が施行する契約金額が250万円未満の工事	公共建築課長
	管財課が施行する契約金額が250万円未満の工事	管財課長
	西牟婁振興局建設部が施行する契約金額が250万円未満の工事	西牟婁振興局建設部長
設備工事	契約金額が250万円以上の工事（西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内で施行されるものを除く。）	検査・技術支援課長
	西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内で施行される契約金額が250万円以上の工事	検査・技術支援課分室 長
	各振興局管内で施行される契約金額が250万円未満の工事（海草振興局管内で施行されるものを除く。）	当該振興局建設部長
	海草振興局管内で施行される契約金額が250万円未満の工事	建築住宅課長
農業・森林・水産土木工事	契約金額が250万円以上の県工事（西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内で施行されるものを除く。）及び補助工事（西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内で施行されるものを除く。）	検査・技術支援課長
	西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内で施行される契約金額が250万円以上の県工事及び西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内で施行される補助工事	検査・技術支援課分室 長
	各振興局管内で施行される契約金額が250万円未満の県工事	当該振興局地域振興部 長
漁港工事	契約金額が250万円以上の県工事（西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内で施行されるものを除く。）	検査・技術支援課長
	西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内で施行される契約金額が250万円以上の県工事	検査・技術支援課分室 長
	各振興局管内で施行される契約金額が250万円未満の県工事（和歌山下津港湾事務所が施行するものを除く。）及び補助工事（海草振興局管内で施行されるものを除く。）	当該振興局建設部長
	和歌山下津港湾事務所が施行する契約金額が250万円未満の県工事及び海草振興局管内で施行される補助工事	和歌山下津港湾事務所 所長

自然公園施設整備等の工事	自然公園等施設又は自然保護に係る契約金額が250万円以上の工事（西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内で施行されるものを除く。）	検査・技術支援課長
	西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内で施行される自然公園等施設又は自然保護に係る契約金額が250万円以上の工事	検査・技術支援課分室長
	自然公園等施設又は自然保護に係る契約金額が250万円未満の工事	環境生活総務課長
工業用水施設等に関する工事	公営企業課が施行する契約金額が250万円以上の工事（西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内で施行されるものを除く。）	検査・技術支援課長
	西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内で施行される契約金額が250万円以上の工事	検査・技術支援課分室長
	公営企業課が施行する契約金額が250万円未満の工事	公営企業課長
上記に掲げるものの以外の工事	西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内以外で施行される工事	検査・技術支援課長
	西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内で施行される工事	検査・技術支援課分室長

## 附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

## 和歌山県訓令第18号

庁中一般  
各 かい

和歌山県道路監理員等執務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県道路監理員等執務規程の一部を改正する訓令

和歌山県道路監理員等執務規程（昭和38年和歌山県訓令第34号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（業務報告書）」に改める。

別記第1号様式中「線」を「（線）」に、「群」を「郡」に、「殿」を「様」に、「を 月 日」を「を 年 月 日」に改める。

別記第4号様式を次のように改める。

別記第 4 号様式 (第 7 条関係)

(表)

← 9cm →

第 号

証 明 書

所 属

氏 名

職 名

年 齢 歳

上記は、和歌山県道路監理員等執務規程第 7 条の規定により命ぜられた  
道路監理補助員であることを証する。

交付年月日

有効期間

道路管理者 和歌山県知事

5.5cm

(裏)

和歌山県道路監理員等執務規程

抜粋

第 7 条

2 道路監理補助員は、その職務を行う場合は、証票(別記第 4 号様式)を携  
帯するほか、腕章(別記第 3 号様式)を着用しなければならない。



附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

---

和歌山県訓令第19号

庁中一般  
各 かい

和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令

和歌山県会計事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第5条を削る。

第6条第1項第3号を削り、同条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条中第4項を削り、第5項を第4項とし、同条を第8条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

---

和歌山県訓令第20号

庁中一般

和歌山県労働委員会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県労働委員会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令

和歌山県労働委員会事務局の組織等に関する規程（昭和63年和歌山県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「次長」を「局長、次長」に改め、同項第2号中「次長」を「局長、次長」に、「10日以上にわたる特別休暇」を「2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに介護休暇」に改め、同条第2項第5号中「10日以上にわたる特別休暇」を「2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに介護休暇」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。